

記者会見（危機管理局）

平成27年1月26日

総合防災課 松尾 鳥羽 渡邊

電話073-441-2262

平成26年度和歌山県災害対策本部総合統制室運営図上訓練について

1 訓練の目的、特徴

大規模災害発生時における県職員の対応能力の向上と総合統制室の運営方法の改善を図るとともに、関係機関との連携手順の確認を行うため、県災害対策本部総合統制室運営図上訓練を実施します。

【今回の特徴】

- ア 紀伊半島大水害の教訓等を踏まえた総合統制室の体制見直し後、全体訓練としては2回目の訓練。
- イ 昨年度の訓練結果を踏まえ、各班の連携を重視した総合統制室の配置見直し等の改善を行って実施。
- ウ 関係機関の参加、協力による専門性の高い実践的な訓練として実施。
- エ 陸上自衛隊第3師団の協力を得て、総合統制室の運営評価と活動調整等の実施。
- オ 関西広域連合が行う関西広域応援訓練との合同訓練として実施。
- カ 内閣府が同日に実施する近畿緊急災害現地対策本部運営訓練とも連携して実施。

2 訓練日時

平成27年2月1日（日）12時30分～17時30分

3 訓練場所

和歌山県庁南別館2階及び3階

4 訓練概要

（1）参加機関等 31機関、約290名

- ・和歌山県（総合統制室参集課、緊急防災要員等 約170名）
- ・内閣府、陸上自衛隊第3師団、同第37普通科連隊、同第3飛行隊、海上保安庁和歌山海上保安部、同田辺海上保安部、国土交通省近畿地方整備局、同近畿運輸局
- ・関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、新宮ガス株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、公益社団法人和歌山県トラック協会、和歌山県倉庫協会
- ・関西広域連合、関係2府7県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、福井県、三重県、奈良県、鳥取県）4政令市（京都市、大阪市、堺市、神戸市）

（2）訓練想定

平成27年2月1日（日）午前9時00分、和歌山県南方沖でM8.7の地震が発生し、

和歌山県内では震度5強～震度7の非常に強い揺れを観測した。また、沿岸部では津波による被害も発生している。

県は災害対策本部を設置し、被害や応急対策の状況について情報収集するとともに、府内各部各班や関係機関と連携して災害対応に当たっている。

(3) 訓練方式

ロールプレイング方式による状況付与型図上訓練とする。

3つのフェーズを想定し、コントローラーからプレーヤーへの状況付与により訓練を進行させる。プレーヤーは付与された様々な災害の状況を分析・判断し、災害対応に当たる。

(4) 訓練での各担当業務

ア 演習班（プレイヤー）……総合統制室参集課職員、緊急防災要員

与えられた状況に対処するとともに、事態の推移を予測して災害対応に当たる。

イ 状況付与班（コントローラー）

……防災関係機関、ライフライン機関、危機管理局職員、本部連絡員

時間・事態の推移に併せて状況を付与し、訓練全般を調整する。

状況付与は、総合統制室での面接、総合防災情報システム及び電話等で付与する。

ウ 評価班……外部評価員、危機管理局職員

演習班の行動等を観察し、演習終了後に評価を行う。

5 前年度の訓練課題を踏まえた主な改善項目

ア 活動調整等において適切な必要情報を把握するため、防災機関等が訓練に参加。

イ 情報共有と班の連携の円滑化のため、総合統制室の各班の配置の一部見直し。

ウ 情報共有及び記録のため、必要となる各班へのホワイトボードの設置。

エ 為すべき任務の達成と情報選択の適正化のため、各班責任者への事前研修の実施による指揮命令の適確な実施を進める。

オ 災害情報の共有化のための共通地図として、自衛隊で使用されているUTMグリッド地図の試行的活用。

6 訓練スケジュール

実時間	内容・想定時間
12:30～12:50(20分)	[訓練開始] 挨拶、訓練説明
12:50～13:50(60分)	第1フェーズ 初動対応（発災6～8時間後）
14:00～15:10(70分)	第2フェーズ 人命救助優先対応 (発災2日目(25～27時間後))
15:20～16:30(70分)	第3フェーズ 避難所等生活支援本格対応（発災5日目）
16:40～17:30(50分)	参加者による発表・評価者による講評 [訓練終了]

※ 各フェーズでは、災害対応を行うとともに、フェーズ直後の災害対策本部会議（今回の訓練では会議は行わない。）の資料準備を行う。

想定としては、第1フェーズ後は第3回災害対策本部会議(1日目18時)、第2フェーズ後は第5回会議(2日目13時)、第3フェーズ後は第13回会議(5日目17時)となる。

※ 各フェーズでは、関西広域連合の関西広域応援訓練、内閣府の近畿緊急災害現地対策本部運営訓練とも連携を行う。

7 その他

- (1) 県内で職員の警戒体制等の発令に該当する警報が発表される等により、本訓練を実施できないと判断する場合は、訓練を中止します。
- (2) 訓練は、報道機関に公開し実施します。
- (3) 取材に当たっては、以下にご留意をお願いします。
 - ア 訓練会場内への立入り及び訓練会場内での撮影は自由としますが、訓練中の訓練参加者への話しかけは控えてください。
 - イ 訓練では、想定での地域名や被害状況等の資料を用いるため、報道に当たっては県民に誤解を生じないようご協力をお願いします。

総合統制室組織配置図(県庁南別館3階)

